

戦前期岡山県の一地主経営における 地主・小作関係の展開 (II)

——岡山県邑久郡牛窓町服部和一郎家の場合——

神 立 春 樹

目 次

- 1 はじめに
- 2 土地所有状況の概況
- 3 小作人の存在形態と小作地の管理方式
 - (1) 小作人の存在形態
 - (2) 小作地の管理方式 ……以上 第15巻第4号
- 4 小作人の動向と地主家の対応 ……以下 本号
 - (1) 小作人の動向
 - (2) 地主家の対応

4 小作人の動向と地主家の対応

(1) 小作人の動向

岡山県は戦前期の農民運動の先進地帯として夙に知られている所である。この岡山県農民運動に関する著作はいくつかあるが、今日もなお最も優れたものである栗原百寿の「岡山県農民運動の史的分析」は、日本農民運動史研究における岡山県農民運動史研究の意義と特質をつぎのように規定している。第一に、小作争議の趨勢という点で、岡山県がその先進地帯で、小作争議は

全国の先頭をきって進んだ。第二に、農民主体性たる農民組合運動の面においても、岡山県は十分注目さるべき指導的意義を果している。第三に、岡山県が以上のように小作争議および農民運動の先進地帯であったことは偶然的でなく、まさにその然るべきところの基盤が存在した。すなわち、岡山県、とくに戦前の農民運動が活発であった南部地帯は、農業の社会経済構造そのものがすぐれて前進的であった。第四に、農民の戦闘的主観、すなわちいわゆる革命的意識の伝統が存在していて、そのために農民の主体的な立ち上がりや早め、農民運動の先進的昂揚を可能ならしめた。第五に、岡山県南部地帯農民の一大特質である、営利的、打算的、独善的、非協同的等といわれるような個人主義的な近代的農民意識で、日本農民意識の最も進歩した段階をなしているということのできるこのようなきわめて進歩した農民意識にもとづいて農民運動の先進的高揚が示されたとともに、その急速な後退がみられるにいたった。⁽²²⁾以上である。

さて、岡山県における小作争議および農民運動であるが、小作争議の累年状況は『岡山県農地改革誌』の小作争議累年表が大正7(1928)年から昭和27(1952)年までの発生件数・関係人員・関係土地反別・結末・未決をあげて⁽²³⁾いて、これが最も総括的資料となっている。これにもとづき、大正11年を頂上とする第一の高揚と、12年からの下降につづく昭和5(1930)年までの沈滞状況の後の6年から10年を頂点とする第二の高揚という争議件数の二つのピークが指摘されている。この後者の10年のピークは第一のそれより高く史上最高であるが、関係土地面積は大正11年を下まわっている。日中戦争勃発とともに争議は急減する。すなわち、小作争議の波は第一次大戦から戦後恐慌

(22) 栗原百寿「岡山県農民運動の史的分析」農民運動史研究会『日本農民運動史』1977年 御茶の水書房 所収 511～518ページ。

(23) 岡山県農地改革記録編纂委員会『岡山県農地改革誌』1952年 同委員会 18～19ページ。

にかけて高まり、戦後恐慌の一応の回復とともに沈滞し、昭和5、6年の大恐慌を契機としてその回復過程にかけて第二の高揚を示したが、日中戦争以来急減していった。⁽²⁴⁾この小作争議の要因と要求については、岡山県内務部『小作争議ノ沿革及現況』が大正8(1919)年から13年5月までをあげ、⁽²⁵⁾また、昭和1(1926)年から15年分が『岡山県農地改革誌』に記載されている。⁽²⁶⁾『岡山県郡治誌』が前者の大正13年6月以降分の補充をしているものの、⁽²⁷⁾14年分が欠けているとともに、原因の項目が異なるために連続的の把握は困難であるが、これらによって検討されている。栗原氏は、大正の小作争議高揚期には、小作料高率および収支不償を原因とし、思想の変化を背景とする小作料永久減額要求が大正11年を頂点に高まっていることに注目され、⁽²⁸⁾昭和5年をピークとする第二の高揚期には、災害不作問題を除けば、小作農民の小作料滞納と地主の反攻による小作地引き上げとを原因とする土地争議が中心で、穀物検査厳重化による小作人負担の増加を理由とする小作人の奨励米増額要求争議がこれにつぐ、⁽²⁹⁾としている。

この小作争議の地域別累年件数は、栗原氏の引用している「岡山県累年小作事情調査表」が、大正7(1918)年から昭和14(1939)年までの郡市別状況を示す最も網羅的なものであって、栗原氏もこれによって地域的狀況を検討し、岡山県の小作争議は県南部地帯に多い、とくに農民組合運動の旺盛な赤磐、和気、邑久、上道の旭東4郡に最も多く発生したとしている。⁽³⁰⁾『岡山県農地改革誌』には、「本県ノ主タル争議地ハ交通便ニシテ、夙ニ人文開ケ思想ノ変遷亦著シク、一面商工業ノ発達ト共ニ会社、工場、続々トシテ創設セラレ、

(24) (22) と同一書 521～522ページ。

(25) 岡山県内務部編『小作争議ノ沿革及現況』1924年 15～16ページ。

(26) (23) と同一書 20ページ。

(27) 岡山県編『岡山県郡治誌 上』1938年 1673～1680ページ。

(28) (22) と同一書 525ページ。

(29) (23) と同一書 526ページ。

(30) (23) と同一書 21ページ。

副業発達シタル山陽鉄道沿線地方ナリト称スヲ得ベシ」とあるが、⁽³¹⁾栗原氏は、小作争議の中心地帯は、一貫して南部地帯で、上道郡を先頭に、邑久、児島、赤磐、和気、都窪、浅口の諸郡が格段に多い、戦前の小作争議は、最初から最後まで南部地帯が中心となり、中北部地帯はついに小作地帯の空白地帯としてとどまったとしている。⁽³²⁾

この小作争議の主体性を担った農民組合の状況について一瞥しよう。大正11(1922)年には日本農民組合が設立されるが、その支部として邑久上道連合会が結成され、12年には旭東四郡連合会ができて広汎な結集がなされている。日農のかかげた小作料永久3割減の要求はこの邑久上道連合会においてそれ以前にかかげられていたのである。

西服部家の立脚基盤となった備前東部地方は、以上のごとく、まさしくわが国農民運動の最先進地なのであった。以下、このような地域を立脚基盤とする西服部家の小作人の動向を概観しよう。

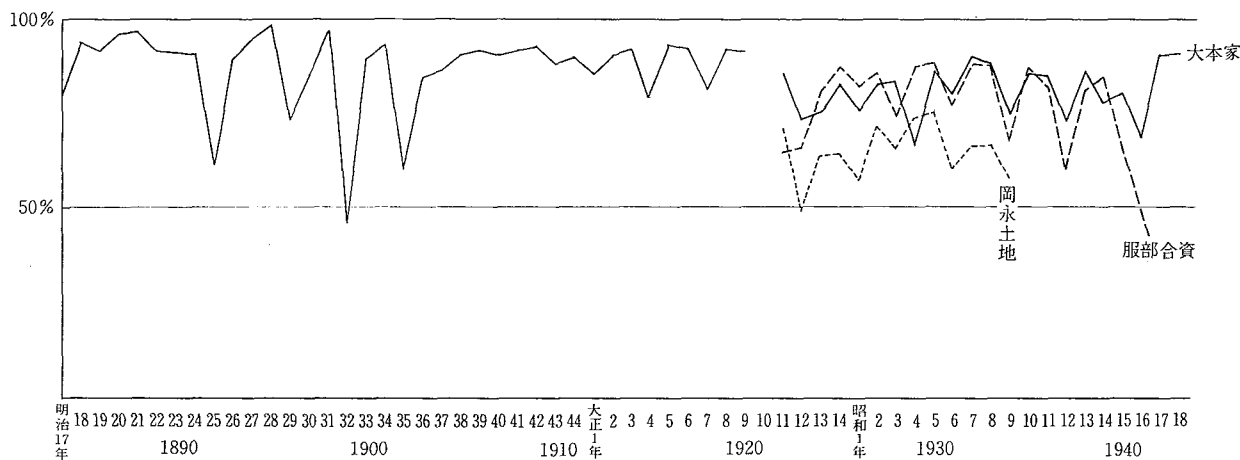
西服部家の小作人が、地主家に対峙的なものとしてあらわれるのは、記録のかぎりでは明治29(1896)年が初見である。この年は岡山県南ははげしい水害に見舞われるが、西服部家の場合、小作人が検見要求、用捨(減免)要求が強くなされた。第2図は、森元辰昭氏の作成の「西服部家小作料実収率推移表」⁽³³⁾をグラフ化したものであるが、これによるとこの年は実収率73.6%となるがごとき用捨米が著しく多くなっている。この年以前にも明治9、10、16年は引米が多いが、いずれも著しい干魃の年であり、小作米の収取をめぐっての地主・小作間の一定のやりとりがあったであろうが、記録の上にはあらわれていない。32年も水害で、この年の実収率は実に45.8%にとどまった。邑久郡邑久村に小作争議が発生し、また赤磐郡石生村にも同様発生した結果であ

(31) (25) と同一書 37～38ページ。

(32) (22) と同一書 522～523ページ。

(33) 大石嘉一郎編『近代日本における地主経営の展開』御茶の水書房(刊行予定)の第3章第1節(森之辰昭氏執筆)に所収。

第2図 西服部家小作料実収率の推移



註 1) 森元辰昭氏作成「西服部家土地収支の構成推移表」をグラフにしたもの。
 原史料は「地所純益勘定帳」(No. 1-c-30), 「地所所得勘定帳」(No. 1-c-51)。

る。このような29, 32年の災害を契機とする検見, 用捨要求が小作人の地主家に対する当初の動向である。しばらくこの紛議のあとを追ってみよう。

「廿九年度不熟略記」(No. 1—c—325)中の「明治廿九年大不熟ニ付稲作用捨嘆願記」は, つぎのように記している。

[文書7]

- 廿九年十一月四日 尾張名代人岡本千代松稲毛検分申出。山田庄小作惣代(立岡熊吉・柿本善吉)用捨嘆願ニ来ル。
- 十一月五日 浦上繁三郎・小林又吉上市地方及磐梨郡稲毛見分ニ行。
- 十一月九日 新庄石原平四郎不熟嘆願ニ来ル。
- 十一月十一日 高祖金次郎宅ニ於テ牛窓地主会議ヲ開ク。
但他村地主共協議会ヲ開ク事ニ決議ス。
- 十一月十二日 浦上繁三郎・小林又吉…共本郡稲毛見分ニ行。
- 十一月十四日 東服部ニ於テ牛窓地主会議ヲ開ク。
但伊原木, 長田, 神坂共聯合為ス事ニ決ス。
- 十一月十七日 本庄村長田太嘉治宅ニ於テ地主会議ヲ開ク。
但衆議ニ依リ千町分老俵ニ付五升引, 古地分老俵ニ付貳升引,
豊村老俵ニ付老俵引, 豊原老俵ニ付老俵五合引, 以下是ニ準スルヲニ決議ス。
- 十一月十九日 尾張小作人総代十名用捨嘆願ニ来ル時ニ地主会議ノ決議ヲ示ス。
総代人ヨリ右ノ用捨ニテハ難苺取今一層用捨増額致異度申出, 左スレハ再度地主会議ノ上決定致スヘキ旨申示シ歸ラシム。
- 十一月廿日 豊安小作総代人トシテ五名用捨嘆願ニ来ル。千町五升引古地貳升引ニテハ稲毛難苺取申出。併地主会議ノ決議交換難致旨申論シ酒飯ヲ出シ嘆願件聞置ニテ歸ラシム。
- 十一月廿一日 紺浦森周吉宅ニ於テ第貳回地主会議ヲ開ク。第一回ノ決議ヲ修正シテ左ノ区域ヲ改メ用捨方議定ス。
第壹等区域ハ老割引 浜, 川口, 新地, 門前, 新村, 五明, 長沼, 北島, 福山, 射越

第二等区域壹割五歩引 仁生田, 大窪, 大橋, 潤徳, 円張, 大富, 向山, 福中, 下山田古地分, 佐井田古地分

第三等区域貳割引 福元, 百田, 宗三, 下笠加, 山田庄, 尾張, 山手, 豊安 何レモ古地分

第四等区域三割引 尾張, 豊安, 山手, 佐井田, 下山田, 千町 悪作地

前条之通規定スルト虽モ立毛小作米ニ不足スルモノハ適宜処分スヘシ

立会人伊原木代人 小田常吉

…以下省略…

十一月廿二日 浦上繁太郎第貳回地主会ノ決議ヲ各村ヘ触示ス。尾張小作人一同承諾之上立毛苅取ニ着手ス。

尾張小作人一同承諾ということで一件落着するかのようであるが、そうはいかない。12月5日に「山田庄小作惣代人三名再嘆願ニ来」る。同7日に尾張小作米の受取に着手、このとき、小作人より「本年不熟ニ付種々御嘆願申上御処分被下忝云々」と謝意が表せられたというが、受け取ったのは小作人21人より136俵1斗8合で、このうち皆済は6人で15人は内払い、そしてそのほかの小作人は「時期早キニヨリ糶米不調無止中止ス」という状況であった。12月15日に尾張, 豊安, 山田庄, 円張, 大橋, 下山田の取立について打合を行なう。尾張からは前記のような用捨のほか、さらに2歩の貸与を申し出てきている。この日の夕方協議会を開き、「徹頭徹尾用捨法変更為サルノ決心ニ議定」した。翌16日服部家より小作米取立に行くが、福中の佐藤庄次郎宅において東服部家出張員と農民の間に大口論が起る。それは、木村恵三郎が福中の用捨は1割5歩引であることを誤って2割引と通知したが、東服部は決議の通り1割5歩引で取立てようとしたからである。浦上, 木村, 長尾の3名は東服部出張員の助勢のため佐藤宅に行くが、村民は「相違ノ廉ヲ大ニ迫ル 木村氏与り手紙書損ヲ詫ヒタルニ聞入レズ 既ニ腕力雑言言語同断ノ振

舞大勢ノ者佐藤ノ家ヲ取巻キ夜ニ入レハ乱妄ノ恐レアルヲ以テ家野繁蔵中オニ立入漸ク納」まった。

12月22日地主長田太嘉治は押し寄せてきた尾張の小作人の多勢の「圧制ニ恐レ願ヒノ儘千町三歩引、尚又残額ノ出米ニ一割引ノ増用捨」を認めてしまった。小作人はこの長田並の減額を村中および近郷の地主に要求していく（この日の欄外に「長田氏軟弱、大勢ヲ困難ナラシメシ」とある）。25日「尾張総代人ヨリ五歩払ヲ申」し出てくる。牛窓地主は会議を開くが、「決議は名代人ヲ以テ前処分通りニテ出米スルヤセサルヤ尋問スルコト」となった。翌26日、名代人岡本千代吉を呼び尋問するが、「地主採用ナキニ於テハ壹升モ出米不致由申来」った、という。このようなままこの年は終わった。

明けて30年1月6日、早々と「高祖氏ニ於テ協議会ヲ」開き、出訴を取り止め、「談判委員」として木村恵三郎、木村佐代吉、浦上繁太郎の3名を選出した。翌7日、この3名は岡山の尾高弁護士のところへ「出願依頼」に行き、和田貞造ほか8名分の差押の運びとなる。ここにいたって小作人の動きがあわただしくなる。9日、名代人岡本千代松と仲立人十数人が中立に入るが、「当方ニハ最早弁護士へ委任ノ後ナレハ如何トモ致方ナ」いのであって、仲立人は「無止帰」った。12日、岡本千代松と仲立人7人が来て、地主会議の決定通り古地2歩、千町3歩にて皆済するので出訴を取り下げよう嘆願するが、主人面会して事情を聞き、中屋（高祖金次郎）も同様であるかと問いただしたところ、同家には関係ないといったので、両家同様でないとだめである旨を申しわたして帰した。翌14日に岡本千代松と仲立人3人がまた来る。「服部、高祖同様ノ済方ヲ」依頼したので、差押だけは猶予を与える、ただしこれまで小作人に不都合があったので尾張にては受け取らない、と言いきかせて帰した。

これ以後、名代人・仲立人との話合、地主間の協議、尾高弁護士との相談を重ね、受取方法を検討し、収納することとなる。その過程では、尾張小作人からの差押費持参により差押解除のため執達吏が尾張にて差押物品を解除

したが、その後小作人などは「村中不残寄り集り売点ノ失措アラハ大勢口々ニ雑言ハ暴行ヲ為ントスル勢ヒ」があったりするなどの「解除後乱暴氣勢」があっのだが、「一月三十一日 尾張取立済ニテ皆々帰ル」とあり、ともあれ1月31日に尾張の取立を終了した。

これで落ち着いたかにみえるが、翌2月1日名代人岡本千代松が来て、尾張小作人一同の小作返上・小作証返還を申し出てきた。よく考えた上郵便にて返答することにして帰した。高祖氏と協議して、小作証の請求に応じ至急受取に来るように書状を出すこととした。2月9日に岡本千代松が来て、小作米不足者・藁貸付のある者を除く全員の小作証書を返済する。そこで2月20日に中屋の主従3人と相談して翌日尾張の地所の取調をすることとなった。翌日、岡本千代松の所へ行き、地所取調の「手引」を依頼し、また菅田村長とこの件での打ち合せをし、「五明屋ニテ一盃ヲ出」した。23日岡本千代松に「手引」を村長からも「命シ」て貰うが、拒絶され、村役場に「土地調査」を依頼し、切絵図にての調査を行なう。この日は牛窓から聞人忠吉など3人を連れていったが、これは「若シ尾張村ニ腕カスル者アルキハ同人相手ナル準備トス」るものであった。3月2日に和田杏平が尾張小作事件の仲裁に来る。一泊し、翌3日の朝、「壺盃ヲ出」し、同人「酒飯済」せて帰る。12日岡繁蔵、和田杏平ら3人が仲裁として来る。そして、小作総反別凡そ30町のうち、6町余りは従来の小作人の小作とし、残り24町歩余は相当の「当下」してほしい、従来の小作人による6町歩も他の地所が「当下ケ」あるときは肥料代として若干の手当をして欲しい、という小作人の意見を伝えた。これに対して、これは承服できないと拒否し、小作人が承服しないなら「田引」の人夫を差し遣わずとして、小作人への説得を3人に依頼して「酒肴ヲ出」した。翌13日には、高祖宅にて協議会を開き、立会者全員の賛成を得て「手作」の準備をし、その総予算の見積をしている。3月17日には、「岡繁与リ小作人へ聞セタルニ小作人望ヲ失ヒ然ル上ハ小作致スヨリ外ナシ覚悟ヲ究メタル趣…」とあるが、これによって小作人達は小作するのほかに、小作証書を

差し出すこととなる。小作人側が屈服したのである。このとき、小作人に本年1カ年限り小作米1俵につき3升づつ与えることとなった。また、2町6反歩の手作地を設定し、柴田孫次郎、岡本清吉兩人を手作地担当人とした。

以上が、「廿九年度不熟略記」中の「明治廿九年大不熟ニ付稲作用捨嘆願記」に記された紛議の推移である。不作に遭遇しての小作人の小作料減免闘争であるこの争議は、組織性が弱く、自然発生的争議にとどまっている。しかし、上述の結末にいたり「尾張字中村モ小作致度由嘆願ス、依テ是ヲ許ス。是ニ於テ惣代人及民約破裂是迄ノ団体ノ夢ヲ覚シ円満穩當ノ眼ヲ開キタリ」（4月25日）という記述のなかにある「惣代人及民約破裂是迄ノ団体ノ夢…」のくだりに示されているように、小作人は一村団結して地主家に対したのである。そのことは、小作証書の一括返上を行なったり、この小作人の動きの中心人物となった和田貞蔵のみは再契約をしないことを伝えたとこ、¹¹「村中集会ヲ催シ尾張中ニテ和田貞蔵老人ノミ除名スルハ氣ノ毒ニ付地主採用セサル時ハ老人モ当作セサル事ニ一致」した（3月29日）、などに最もよく示されるのであり、このような強い団結性を示している。他方、地主の側は、小作米の減免にあたっては、当初の牛窓地主の会議、さらに他村の地主を加えた地主会議でこれに対処するという集団的対応をとり、地域別の減免率を定めて、それにもとづいて減免によって対処すること、それに承服しない小作人に対しては裁判所に出訴して差押に出ていること。さらに小作地返還に対しては手作での対抗を示しつつ小作人を屈服せしめ、そして現実「手作地」を設定してテコとしていくことなど、やがて出来上がる対応の体系に連なるいくつかの対応を行っているのである。

明治32(1899)年も水害が著しい年であった。邑久村ではこの年も紛議が発生する。この結果、地主団体である「邑久村地主同盟会」が結成され、強固な団体的対応で小作人に対応するとともに、上述の「手作地」を拡大した「出作」事業が成立する。35年も水害に見舞われ、用捨米は32年につぐ大ききさとなり、実収率は60.3%にとどまっている。

明治37(1904)年以後の状況は「事務報告扣」(No. 1—b—52)、「事務報告書」(No. 1—b—68)に年々について概略記されている。これによってみていこう。

〔文書8〕

明治三十七年 …本年度ノ作柄ハ充分ノ豊作ニシテ小作取立方ニ付イテハ何地モ苦情ナカリシ。…奨励米ノ如キモ前年度ハ紛難ノ憂アリシモ本年度ハ更ニ苦情ノ甚シキハナク唯田原上下ハ少シク小作人トノ交渉衝突セシモ是迎モ無事局ヲ終ヒ邑久村同盟ノ取立モ好決果ニ終レリ。本年度ノ如キ小作米取立ハ近来例ヲ見サル処ナリ。…

昭和三十八年 …八月十七・十八日ノ両日大雨出水セシモ本庄村ニ於テ僅少ノ損害アリシ外格別ノ損害ナク小作米取立ハ各郡ニ涉リテ良結果ヲ得。只周匝村ニ於テ検見ノ方法ヲ取りシハ不成績ニ帰セリ。其詳細小作帳ニ詳ナルヲ以テ茲ニ略ス。

昭和三十九年 …本□□ニ於ケル小作米取立ハ好成績ヲ呈セリ…

明治三十九年度ハ稀ナル年柄ニテ旱損ナク水害亦ナク虫害ナク只旱冷ノ為メ大打撃ヲ受ケ秋日和ニヨリテ回復シ平年作以上トナレリ。

明治四十年 …□年度ノ米作ハ稀ナル豊作ナリシヲ以テ小□米ノ収納略ホ良結果ヲ得タリ。只沖田村ニ於テ出穂ノ時節ニ当リテ出水ヲ被リ甚シク損害ヲ受ケタリ。

明治四十一年 …本年度ハ申年ニ当リシヲ以テ予メ警戒ヲ加ヘ居リシニ天候順調ニシテ殊ニ秋季ノ好天気ニヨリテ米作最豊熟シ早霜ノ為メ幾分米質ヲ損セシモ猶前年ニ勝ルノ豊稔ナリシ。茲ヲ以テ小作米取立ニ付テハ和氣郡及邑久郡上分ニ於テ奨励米ノ増加ヲ強請セシ外格別ノ事故ナク無事ノ取立ヲ終了セリ。

本年度ハ米価下落又ハ不景氣ノ影響ヲ受ケシモノ乎、小作ヲ止ントスルモノ多ク結局小作米ヲ減セシモノ住々アリ。

明治四十二年 …本年度ノ小作米取立ハ最モ無事ナリシモ米価下値ナリシニヨリ…

明治四十三年 …本年度ノ小作ハ鎌入レ後収穫以外ニ少ナカリシ為メ小物取立ニ際シテ容赦ヲ請求スルニ至リシモ多クハ債ニ付拾錢乃至拾五錢ノ掛金ヲ与ヘテ無事ニ取立テヲ終リ、只石生村同盟ノミハ多額ノ減額ヲ強調シ、結局多大讓歩ヲナシ奨励米ノ外俵式升五合ヲ減シテ纔交渉纏リ現ニ取立中ニ存リテ未タ完結ニ至ラス。

明治四十四年 …小作米ノ取立ハ御津郡ニ於テ一割五分以内ノ減少ヲ為セシモ他ハ前

年ニ比シ更ニ一層ノ良成績ヲ得タリ。

前項ノ如ク小作米ノ取立略ボ無難ニシテ…

大正元年 …本年度ノ稲作ハ夏期ノ日照リ込充分ナリシニヨリ生育善良ナリシモ開花ノ期ニ當ッテ雨天続キ且ウシカ発生シ旱冷等ノ為メ結実不良ノモノ多ク所々ヨリ検見ヲ申請シ容赦ヲ嘆願スル等事故多カリシモ一定ノ方針ヲ以テ着々之ヲ処分シ銳意敏活ニ之カ取立ヲ為シ比較的良成績ヲ挙クルコトヲ得タリ。

大正二年 …残暑ノ照込ミ強クシテ周匝村ニハ多額ノ水掻費ヲ要シテ尚ホ早損ヲ受ケ其他池係ニハ幾分ノ早損アリシモ大体ニ於テハ近年稀ナル豊作ナリ。

大正三年 …十二月十四日ヨリ小作米ノ取立ニ着手セシガ實際豊作ナリシニヨリ不足セシモノ少ナク只石生同盟ニ於テ事故ヲ生シタル外ハ各方面無事ニ取立テ。

大正四年 …〔この年は7月初旬からウンカの発生、9月8日、10月7日の再度に及ぶ「近来稀有ノ」暴風があった〕 赤磐郡ヲ始メ赤穂郡、和氣郡其他ヨリモ検見ヲ請求スルモノ多ク周匝村ノ如キハ小作人不穩ノ拳動アリ。邑久村、本庄村ノ如キハ蒞取後ニ於テ団体ヲ組ミテ小作米ノ減額ヲ請求セシ等ノコトアリテ数回交歩ヲ重子且ツ夫々対応ノ措置ヲ取り其理由アルモノハ相当ノ容赦ヲナシテ取立ヲ了シタリ。詳細ナル状況ト成績トハ別ニ小作米取立報告書ニ記載セルヲ以テ茲ニ詳記セス。

大正五年 …本年ハ豊作ニシテ…

大正六年 …本年度ハ收穫ニ於テ格別ノ減収ナキニ…

大正七年 …而シテ本年度小作米収納ノ景況ハ近年稀ナル暴風雨ノ再度襲来スルアリテ稲作ニ被害ヲ蒙ル箇所多ク、殊ニ邑久村、沖田、赤穂等其被害甚シク、為ニ小作米収納ノ決果ニ著シキ減額ヲミルニ至リシモ…

大正八年 …而シテ本年度ハ近年稀ナル豊作ニ遭遇シテ小作米収入ノ結果ハ例ヲ見サルノ好成绩ヲ得…

大正九年 …其取立ノ成績ハ豊作ニシテ前年ニ劣ラザル好成绩ヲ得タルニモ拘ラス其結果ハ…

大正十年 …而シテ本年度ノ米作ハ前年ニ比シテハ約式割ヲ減ジ平年ニ比スルモ尚幾分ノ減収ナリシカ幸ニ小作米ニハ差シタル影響ヲ蒙ラズ、略前年ニ劣ラザル成績ヲ得タリ…

大正十一年 …本年度營業ノ景況ハ不振ノ声ヲ以テ滿セリ。殊ニ社会ノ悪化、延イテ

土地部ニ著シキ影響ヲ及ボシ至ル処小作問題ヲ統發シ邑久上道兩郡ハ日本農民組合理事ト称スル山上某ナル者ノ誘惑ニヨリ小作人ノ反抗劇甚ヲ極メ、上道郡金田村ニ於テハ騒擾事件ヲ勃發スルニ至リ各所ノ爭議ハ容易ニ落着ニ至ラス今尚ホ小作米ノ受渡シヲ決セサルモノ多々アルカ如シ。当家ニ於テハ誠意小作人ト交渉ヲ重ネ相互ニ了解ヲ得テ前年ニ比シ幾分ノ減額ヲナシ略ホ取立ヲ決セリ。独リ赤磐郡石生村ハ農民組合ト提携シテ頑冥ニ抵抗シタルニヨリ遂ニ法庭ニ訴フルノ止ヲ得サルニ至レリ。加フルニ米価ハ前年ニ比シ頗ル下落シ…

[この年は「赤磐郡石生村小作騒動ニ関スル概況」を記している。]

大正十二年 …赤磐郡石生村ニ起リタル小作事件ノ如キハ小作人ノ態度頑迷ニシテ不当ノ要求ヲナシ石生地主同盟会ハ止ヲ得ズシテ立毛差押等相当ノ処置ヲ採リシガ小作人ノ反抗頗ル頑強ニシテ其挙動粗暴ヲ極メ如何ナル騒擾ヲ惹起セシモ計リ難カリシガ、戸川、横山兩県会議員、郡役所員等ノ調停ニヨリ一時小康ヲ得タリサト虽モ未ダ根本的解決ニ至ラス。其他ノ各町村ハ略ホ円満ニ取立ヲ終了セリ。小作米取立ニ関スル詳細ハ別ニ之ヲ報告ス。

大正十三年 …本年度小作米取立ノ実況ハ邑久郡内ハ円満ニ取立ヲ決了シタルモノ牛窓ハ旱害ノタメ多額ノ減額ヲナシ、石生方面ハ小作人ノ反抗甚シク取立未了ノ箇所アルモノ期末ニ至リテ解決ノ見込立チタルモノヲ…

[詳細な小作米取立に関する概要報告がある。]

大正十四年 … [詳細な小作米取立に関する概要報告がある。]

大正十五・昭和元年 …数年の小作爭議モ其大部分落着シテ無事取立ヲ了リタリトモ年柄ノ不作ト米価ノ下落ニヨリ…

[詳細な小作米取立に関する概要報告がある。]

以上、「事務報告扣」、「事務報告書」における地主・小作人間についての叙述部分の要部である。先にあげた実収率の年次の推移とあわせて検討することによって時代的推移が鮮明となる。大正9(1920)年までの間実収率はほぼ90%台であって、この記述の冒頭の年には赤磐郡石生村においてトラブルがあり、翌年には周匝村での不首尾があるものの、明治32(1899)年以来の邑久村も小康状態にあり、大正9年までの間の少なくともその前半は安定的で

あったといえよう。こころみに、大正元年は西服部家としての最大の耕地所有のあった年であり、同年はウンカ発生、早冷のため結実よくなく容赦願の多い年であったが「一定ノ方針ヲ以テ着々之ヲ処分シ銳意敏活ニ之カ取立ヲナシ」とあるように、活力を感ずることができるのである。西服部家の地主としての、まさしく最盛期であった。しかし、この間には上述の石生村、周匝村においてトラブルがあったし、明治43年には検見要請、容赦嘆願が多くからあったが、大正4年には後年の小作争議と同様の紛議が発生して、この西服部家を大きくゆさぶった。この年、暴風雨害が著しく、検見、容赦の要求が多々あったが、そのなかには小作人の不穩の動き、団体を結成しての減額要求があったことは「事務報告書」のごとくであるが、詳細は別記小作米取立帳にあるというそれを見てみよう。

〔文書9〕

- 一 服部大本家所有ノ土地ハ一市六郡ニ亘リ二十七ヶ町村ニシテ其小作米徴収ニ要スル日数ハ半年大約三十二・三日ヲ費スラ常トス。然ルニ本年度ハ九月八日、十月七日ノ再度ニ涉リ近年稀有ノ暴風アリ。時恰モ出穂ノ季ニ当レルヲ以テ稲作ニ於テハ多大ノ損害ヲ蒙リ、就中赤磐郡周匝村及石生村ノ如キハ実ニ惨状ヲ極メタリ。故ニ本年度ハ被害地ノ小作米減少ノ額ヲ定ムル為検見ヲ行ヒタル日数実ニ十月下旬ヨリ十二月中旬ニ至ル間ニ於テ約五十日ノ多キヲ費シ、小作人トノ折衝ニ就キ幾多ノ困難ヲ嘗メタリ。殊ニ周匝村ノ如キハ小作人大率シテ出張員ノ宿所ヲ襲ヒ暴動ヲ演スル等ノ変事アリタレド幸ニ各町村円満ノ解決ヲ見ルニ至リタリ。而シテ十二月廿一日始メテ本郡国府村ノ取立ニ着手セシニ検見地以外ノ地所ニ於テ三割ノ減額ヲ要求シ、村他各村至ル処ニ割乃至三割ノ減額ヲ強請シテ止マス。取立仲々進捗セザリシモ幸ニ妥協折衝ノ上一俵ニ付一升五合乃至参升六合位ノ減少ニテ無事解決ヲナシタルモ、独り邑久村ハ千町周匝ノ各村ト相呼応シテ容易ニ納米セザルニ依リ大字山田庄ニ於テ四名ノ差押ヘト四名ノ支払命令ノ法律行為ニ訴フルノ止ムナキニ至リタリ。然レトモ調停ノ労取ルモノアリテ遂ニ平和ノ解決ヲ見ルニ至リ、二月廿三日迄ニ無事全部ノ取立ヲ終了シタリ。此間ノ日数七十一日ナリ。

本年度小作米実収ハ契約高二比シ邑久郡八割七分三厘，和気郡七割六分四厘，赤磐郡六割七分三厘，御津郡八割七分五厘，岡山市八割三分，上道郡七割九分，赤穂郡八割四分五厘ニシテ，各郡ヲ通ジテ之ヲ考フレハ契約高二対シ当年検見引一割三分弱ニシテ，肥料引二分七厘，奨励米三分四毛，不足米貸付米共七分弱，手数米一分三厘五毛ニシテ，七割九分八厘ノ実収ヲナシタルトナレリ。

最被害地である周匝村におけるトラブルはともかくとして，ここにはいくつかの注目すべきことがらがある。第一は邑久郡国府村において検見地以外の地所について2～3割の減額要求を初めとする各村いたるところでの2～3割の減額要求である。第二は邑久村山田庄で納米に応じないことに対する差押，支払命令という法律行為である。第三に実収率は7割9分8厘にとどまるが，当年検見引のほか肥料引，奨励米などいくつか加わっていることである。

第一の点は，後年の日農の小作料3割永久減というスローガンは邑久上道連合会が打ち出したものであるが，この点については，県下の初期農民闘争が自主的にこの形の戦術を採用してきたというが（源流は興除村の定免制をめぐる小作料永久減にあるとする）⁽³⁴⁾，その例証となるであろう。第二の点は，邑久村について明治29(1896)年度小作米徴収時に行使しているが，いよいよその本格化として注目されよう。第三の点もすでにとりいれているが，これまた西服部家の対応がこのようなものとして本格化したものである。

大正4年の実収率の8割を割る低下は翌5，翌々6年には9割台に回復するが，7年は再び8割をやや上まわる程度に低下している。この年も「近年稀ナル暴風雨」が再度来襲したことによるが，この年の小作米をめぐる地主・小作間のトラブルについては記されていない。そして「前年以來ノ方針ニ基キ内地ノ水田ニシテ不便ノ箇所ハ漸次売却シテ朝鮮ノ土地ト買替ユルコトノ

(34) (22) と同一書 514ページ。

目的ナリシモ…」とあり、西服部家の新しい動きを記している。

大正8, 9, 10年の小康の後の11年は、これ以後の実収率の年々の変化をともしながらのほぼ一貫した低位の起点となっている年である。「社会ノ悪化」, 「至ル処小作問題ヲ続発」, 「日本農民組合理事ト称スル山上某」, 「金田村ニ於テハ騷擾事件」, 「赤磐郡石生村ハ農民組合ト提携シテ頑冥ニ抵抗スルニヨリ」等などと「事務報告書」中の「営業ノ景況」に記述のあるこの年は、日本農民組合が創立され、日農邑久上道連合会が結成された年であり、農民運動の高揚期に入った年なのである。そしてこの西服部家の「事務報告書」に記された赤磐郡石生村の争議こそ岡山県における争議の典型的諸事例の一つとされる石生村争議なのである。『岡山県農地改革誌』によれば、それは大約つぎのようである。ここは豊田村とともに不在地主（邑久郡の大地主服部和一郎、服部合資会社、服部平兵衛、松岡豊五郎、有松潤一郎等）の小作地が多く、地主は連帯責任制で小作人を拘束していたところであるが、大正11年に小作人は小作料永久3割減を要求、地主はこれを拒否して動産の差押、さらに35町の立毛の差押をした。小作人は500人ほどが集合して県庁におしかけようとして解散を命ぜられたが、約150人は県庁にいたり、善処を求めた。県会議員戸川専治ほか5名の調停者の斡旋により一応解決した。しかし13年に再び大争議が起き、地主側は40町の立毛の差押をなすにいたった。このため小作人は組合の力によって示威的行動を行い、約500人が大挙して県庁を訪れて陳情した。そして小作調停によって解決を試みたが地主は強硬で、解決の見込みはまったくつかなかった。かくしてこの争議は形成悪化のまま持久戦に入った。児童は同盟休校をなし、3年生以上は麦稈を組み、4年生以上は薪を取り、夜間教育をした。また30人に及ぶ赤襷隊は岡山市に行き行商をした。婦人隊は地主宅を訪問して交渉した。⁽³⁵⁾このような激烈な争議が展開されたのである。しかし大争議も大正14年に小作調停によって小作

(35) (23) と同一書 23～24ページ。

料の2割程度の減免によって円満解決をみた。このように記されている石生村及び豊田村の争議の状況をこの西服部家の文書によってみていこう。

[文書10]

赤磐郡石生村小作騒動ニ関スル概況

岐阜愛知県内ニ於ケル小作騒動ノ激甚ヲ極メツ、数年之レガ解決ヲ觀ザリシハ世人周知ノ事実ニシテ国家ノ一大問題トシテ常ニ其成行ヲ凝視セルノミナラス、引イテ全国農村ニ波及センヲ恐ル、事久シ、若シ之ガ各県ニ伝播センカ地主小作人間ニ間隙ヲ生シ遂ニ町村自治ヲ破壊スルニ至ルノミナラス我国食料ノ独立ヲ脅威シ国家ノ存立ヲ危クスルニ至ルナキヲ深憂セル処ナリ。果セン哉大正十年石生村ハ稲作虫害ノ害ヲ被リ為メニ立毛検見ノ上小作料軽減ヲ行ヒシニ小作人等ハ其減額ノ増加ヲ強要シテ止マズ、就中大字田原下ハ明治四十四年産小作料納付ノ際地主小作人間ニ締結シ爾來十一年ノ久シキニ涉リ踐行シ来リタル小作料滞滞支払ヒ契約ノ廢棄ヲナスニ至ル。之同所吉延八十吉、向井武吉、岡崎朝太等不逞ノ徒ノ煽動ニ依ルモノナリ。然レトモ遂ニ大事ニ至ラズ双方示談ノ上円満解決ノ途ヲ講シ該契約更新ノ上小作料モ無事支払ヲ終ルニ至ル。然ルニ主動者吉延八十吉ノ輩ハ衷心之ヲ快シトセズ再度ノ時ヲ待ツ。恰モ大正十一年ノ秋季ノ頃ヨリ上道郡雄神村山上武雄ナルモノ、日本農民組合邑久上道赤磐郡支部長ノ名ノ下ニ各村ニ涉リ小作料永久三割軽減ノ宣伝運動ヲ起シ農村軽減ノ端ヲ發ス。吉延、向井等ハ奇貨借リベシトナシ家野猛、岡本隆次等ノ宣伝部員ヲ招キ同村ニ於テ大ニ農民運動ヲ起スルニ至ル。案ヨリ眼中利アルノミニテ何等理解ナキ小作人等ハ昨年更新シ記名捺印シタル契約書墨痕未タ乾カザルニ之レヲ蹂躪シ其契約ヲ履行セズ、加之峠部落ヲ除クノ外小作料ニ充ツベキ玄米ヲ和氣駅倉庫ニ搬出共同販売ヲナシタリ。依ッテ十二年二月六日ニ止ムナク田原下字荒内ノ内吉延、向井ハ元ヨリ杉本頼治外七名ニ対シ動産不動産仮差押ヘヲ施行シ第二回ニ又杉本頼治宅ニ集メ居リタル峠部落米約九十俵ノ差押ヘヲナシ、第三回ニ吉野兼吉外一名ニ対シ差押ヘヲナシ、且ッ小作米支払ヒノ本訴ヲ起ス。大字本モ同様三割減ヲ主張シ小作米ノ支払ヒヲナサザルニ依リ、二回ニ交渉リ阿部馬次郎、藤原春治、□□□太等及ヒ押部部落大部分ノ差押ヘヲナシタリ。田原下小作支払ヒノ本訴ハ三月十二日第一回公判日ニシテ出廷セシモ被告弁護士吉田賢治ヨリ調査未了ノ為メ延期申立ニ依リ延期トナリ、第二回公判

ヲ四月四日開廷ノ筈ナリシモ同日亦吉田ヨリ午後ハ差支アル故午前中開廷ヲ求メ裁判所ニ於テハ午前ハ差支アリトテ遂ニ又延期トナリ第三回ハ四月二十三日開廷ノ筈ナリ。

この年以後の「事務報告書」には「事業ノ景況」のほかに、「小作米徴収状況報告」を記しているが、それらによってこれ以後の様子をみよう。

〔文書11〕

…然ルニ幸ニシテ本郡ニ於ケル大本家所有地ニ於テハ福田村大字百田岡村幸三、田中五三郎ノ二人ヲ除クノ外概シテ平穩ニシテ無事小作料ノ授受ヲ終リタルモ赤磐郡石生村ニ於ケル地主同盟会ニ加入ノ土地ハ已ニ前年度ニ於テ小作料ヲ不納シ請求訴訟提起日下尚審理中ニ属スルヲ以テ放任シ置カバ本年度モ亦小作料ヲ収納スル能ハザルヲ思ヒ立稲ノ仮差押ヘラナシ更ニ換価処分ノ上之ヲ競落シ多田周次ヲシテ其部下ヲ率ヒ苻取作業ニ着手セシメシニ彼等頑迷ナル小作人ハ多数ヲ恃ミ大々的妨害ヲ加ヘ双方共ニ猛烈ニ其目的遂行ニ勤メシガ折柄戸川専二、横山泰造氏等其調停ヲ試ミラレ頻リニ折衝ヲ重ネシモ双方ノ主張相容レズ破裂スルニ至リシモ後戸川氏ハ石生村仮差押地ヲ通シテ平均一反ニ対シテ四十二円ニテ買取ル旨申出アリ。依テ作業ヲ中止シ即時現金ニテ全部ノ代金ヲ取受シテ引揚ケタルモ後日小作人等ハ一反ニ付貳拾七円ニテ買取リタルト宣伝シ従ッテ仮差押ヲ受ケザル他ノ小作人モ一反貳拾七円説ヲ聞き其レニ倣ヒ減米ヲ要求シ今尚紛議中ニ在リ。又邑久村同盟会ニ於テモ山田庄字小物屋小作人五名ト立岡新太郎ノ六名モ減額ヲ嘆願シ未タ納米セザルヲ遺憾トス。

(大正12年の「小作米取立ニ関スル概要」)

一 赤磐郡石生村地内ニ於テ東服部家及松岡豊五郎氏等ト協同セル石生同盟会ニ於テ管理セル土地ニシテ大字田原上ノ内字高浜中障子ノ二部落及田原下ノ内字荒内及西山ノ小作人等ハ日本農民組合ニ加盟シ不当ノ減額ヲ要求シ前年来自己ニ小作米請求訴訟ヲ提起シ繫争中ニ属シ当年モ亦小作料納付ノ意志ナキヲ認め全反別ニ対シ其立毛仮差押ヲ執行シ而シテ立毛ノママ換価処分ヲナサス差押ノママ執達吏管理ノモトニ之ガ苻取脱穀ヲナシ極ニシテ換価処分ヲ行ハント其作業へ着手シタルモ小作人等ハ他部他村ヨリ同組合員ヲ糾合シ多数ヲ恃ミ極力其妨害ヲ試ムルニ至ル。恰モ岡山市蓮昌寺住職高見慈悦師ヲ会長トセル社会問題研究会ナルモノ之

が調停ヲ試ミルト高見慈悦師、三宅九一郎、川口魁、弁護士小山某等ノ幹部荐ニ幹旋セラレシモ調停ニ至ラズ。更ニ人夫ヲ増加シ作業進涉ニ勉ムル処アリタルカ小作人ハ遂ニ暴力ヲ以テ其目的ヲ達成セサルヲ悟リ或ハ多数県庁ニ押寄せ善後策ヲ嘆願スル等策ヲ尽シタリ。依テ裁判所ニ於テ一応作業ノ中止ヲナシ。後遂ニ換価処分ノ形式ヲ採リ一反歩ノ平均価格ヲ六拾八円トシテ立毛ノマ、之ヲ小作人等ニ売渡シ当作業済ノ稲ニ対シテハ芟取作業費当トシテ一反歩ニ付四円ヲ出サシムルトシテ一件落着ヲ告ケタルモ尚請求訴訟進行決審ニ至ラズ。

- 一 豊田村ハ字松木小瀬木ノ二部落ハ無事小作米支払ヒノ義務ヲ終ヘシモ吉原及河田原ノ二部落ハ農民組合ニ加入シ、石生村争議地ト同一行動ヲ取レルヲ以テ前同様ノ置分ヲナシタルニ石生村ト相呼応シテ防害ヲナシ其勢侮リ難カリシモ石生同様ニテ落着ヲ見ル。

(大正13年度の「小作米取立ニ関スル概要ノ報告左ノ如シ」)

- 一 赤磐郡ハ石生村、周匝村、豊田村農民争議深刻ヲ加ヘタリシモ其前途ノ有利ナラザルヲ覚リ大正十一年以来小作米ヲ不納騒擾セル石生村ニ於テハ十四年十月二十五日遂ニ調停成立本年度小作米徴収ハ事ナキヲ得タリシガ田原上ノ一部ハ害虫ノ被害ノ為メ多数ノ検見地ヲ出シタリ。
- 一 周匝村モ町部落ハ小作人ヨリ調停ノ申立ヲナシ十四年五月二十七日ヨリ二十九日ニ至ル三日間ニ涉リ吉沢判事其他数氏出張幹旋ノ下ニ折衝ヲ重ネ遂ニ調停成立シ従テ豊田村吉原、河田原等モ調停ヲ見ルニ至リタリ。周匝村ノ内中村ハ独リ小作料ノ清算ヲナササルニ依リ当方ヨリ調停ノ申立ヲナシ十五年三月十三日吉沢判事外数氏出張遂ニ調停成立シ無事徴収ヲ終ルニ至ル。

(大正14年度事務報告中の「争議ノ状況」)

- 一 一月十九日豊田村小瀬木、松木ノ取立又完了シタリ。
- 一 邑久農事株式会社所有地小物屋小作人四名ハ日本農民組合加入シ大正十二年以来小作料ノ支払ヲナササルニ依リ小作米請求訴訟ヲ提起シ尚毎年立毛ノ仮差押ヲナシ第一審ニ於テハ原告ノ申立通りノ判決アルモ被告等ハ更ニ控訴シ審理中ノ処、近来自己ノ到底勝算ナキヲ自覚シ居シカ堀野健二氏ヲ介シ十二年度以来四ヶ年ノ小作料全部支払フコト、シ三月十九日其契約書ヲ作成シ三月二十日調印ヲ了シ四月四日全部ノ取立ヲ完了シタルニ依リ小作米請求訴訟ヲ取り下ケ示談解決シタリ。

- 一 石生村ハ不作ニシテ検見ヲナシ其減米総額四十七俵二斗六升四合ニ及ビ本年度ハ酒米時期ヲ逸セズニ之ヲ売却セント注意セル際山口槌松氏ヨリ其売却方申込ミシニ付十二月十三日渡シ青三等立四拾四円五拾銭ニテ其一部分ヲ売却シ更ニ十二月
中渡清三等立四拾貳円ニテ売却シ其残額ハ目下清算中ナリ。
- 一 周匝村ハ浮塵子ノ被害甚敷依テ殆ド大半ノ検見ヲナシ其減米総額四拾七俵參斗九
升四合ニ至リシニ尚取立期日ヲ経過スルモ全部ノ納米ヲナサルニ付目下交渉中
ナリ。
- 一 本年度ニテ五ヶ年連帶小作契約満期トナレリ。

(昭和元年度事務報告中の「報告」)

以上、大正13年に始まる石生村および同村と同様の争議激発地における小作争議の様相を西服部家の文書からみてきた。すでに明治29(1896)年には邑久村で小作争議が発生して、激しい様相を呈したことはすでにみたところであるが、この大正11年からの小作争議は農民組合を結成し、全国的な日本農民組合の支部となり、その指導のもとに行なわれた組織的なそれであった点において大きく異なっていた。それは終局的には地主側による法廷闘争に持ち込まれたが、そのなかで小作料の減免をかちとるにいたっているのである。

(2) 地主家の対応

前項での小作米の徴収をめぐる記述と小作争議の様相のなかに、小作人の動向に対する西服部家の対応をもみることができた。以下、本項ではこの西服部家の対応を要約的に記しておこう。

これまでにみたように小作米の徴収は契約高の100%では到底なく、激しい変動にさらされていた。それはなによりも風水害、干害、虫害のような自然災害に起因するものであり、このような災害時における減免がある。それは当初の地主側からの恩恵的なものから、小作人の激しい要求に対応する譲歩としての減免へと変化する。ともあれ、このような小作料の減免を行なわざるを得ない。そしてそれは単なる用捨としての減免から、奨励米、積立米、肥料引というような奨励策をとまなうものとなる。

この西服部家のとった小作料徴収策に連帯小作制がある。現当主和一郎氏によると、これは邑久村で最初に採用し、赤磐郡辺でも行ったもので、連帯して小作料を納入する義務をおわせ、小作米が不足した場合にはほかの者が出すというもので、この連帯小作制に対しては1俵につき2升をまけた、という。明治44(1911)年に、「邑久村尾張ニ於テ小作人ノ希望ニヨリ肥料共同購入資金ヲ貸与シ、小作米連帯納付ノ方法ヲ執ラシメシニ良結果ヲ得タリ」とあり、また、大正12(1913)年に「赤磐郡石生村小作地ハ従来紛糾多クシテ年々小作米ノ減収少ナカラサリシカ前年田原上ヲ始メトシテ連帯責任小作ノ契約ヲ為シ…」とあって、この頃ひろがっているようである。後年になるが、その雛形「小作米連帯納付土地賃貸借証書」(「小作関係旧書類」No.1-c-18)があるが、それは「小作人等ハ末尾記載ノ地主ノ所有地ヲ昭和拾年ヨリ昭和拾四年度ニ至ル五箇年間各自賃貸借契約ヲ締結シ双方左記条項ヲ確守スル為本証書式通ヲ作成シ各自壹通ヲ所有ス」という前書のあと、「一. 地主ハ末尾記載表ノ通り其所有地ヲ各自小作人ニ賃貸セリ。一. 小作人ハ末尾記載表ノ通り各自其土地ヲ賃貸ス、一. 小作人ハ各自小作地ノ多寡ヲ問ハズ小作米支払ニ付テ連帯ノ義務ヲ負フモノトス…」というものである。前引用の『岡山県農地改革誌』の石生村争議に関する記述に、小作人は連帯責任制で拘束されていた、とあったが、西服部家にとっては小作米を確実に取得する一助となるものとして採用されたものである。

小作人対策の一つとして採用されたものに「出作事業」がある。それ自体は小作であるが、小作地のほかに、家屋・納屋、生産手段を貸与し、小作せしめるもので、入植的側面をもつ。明治29(1896)年の邑久村の小作騒擾の際に、地主達は小作人の小作地返還の動きに対して直営計画を立てたことはすでにみたところであるが、この出作事業はこの邑久村における明治32年の騒擾の際に「邑久村地主同盟会」が採用した。そしてやがて西服部家個人においても採用されたのである。その契約書はつぎのようである。

〔文書12〕

出作契約書

私儀今般貴家御経営ニ相成候出作事業ニ従事方希望致候処御許諾下サレ候ニ付別紙小作証書差入レ尚ホ左記ノ条項契約致候

- 一 出作ニ従事ノ期間ハ五ヶ年ヲ一期トシ明治四十二年ハ契約締結ノ日ヨリ起リ明治四拾六年十二月末日ニ至リ終了ス。期限後ハ更ニ示談ノ上之ヲ定ム。
但期間内ト虽トモ貴家ノ御都合ニヨリ解約相成候トモ異議無之候。
- 二 前項期間内ニ於テ私ヨリ止ヲ得サル事情ノ為メ解約ヲ請求スルトキハ之カ為メ生スル損害ハ夫々弁償致スヘク候事。
- 三 家屋ヲ無賃ニテ貸与セラル、ニ付テハ充分注意シテ保管シ漫リニ変更等致サ、ル事。
- 四 小作ノ地所ハ常ニ愛護シテ肥沃ナラシムル事ヲ期シ専ラ農業ニ勉強シテ他ノ小作人ノ模範トナルコトヲ任務ト致ス事。
- 五 小作証書ノ趣旨ヲ遵守スルハ勿論、若シ之ヲ怠リタルトキハ直チニ地所家屋御取上ケニ相成候トモ毫モ異議又ハ損害賠償ノ要求等致サ、ル事。
- 六 稲毛成熟ノ上ハ苧取ニ着手、前々貴家へ御届致シ米ハ小作米納附済トナル迄ハ貴家ノ御承諾ヲ受クルニアラサレハ多少ニ拘ラス他へ売却致サ、ル事。
- 七 農事閉暇ノ時ト虽トモ漫リニ他ノ業務ニ従事セス、止ヲ得ス他ノ業ニ従事スル時ハ必ス貴家ノ御承諾ヲ得ル事。
- 八 私本人ハ固ヨリ家族ニ至ル迄決シテ飲酒、賭博等致サ、ル事。
- 九 諸事貴家ノ御指揮ニ対シテハ敢テ違背致ス間敷、万一不行届ノ為御譴責相受候トモ異議無之候事。

右ノ條項堅ク遵守致スヘク若シ不履行ノ場合又ハ貴家ニ対シテ損害ヲ被ラシムル等ノ事之時ハ保証人連帯ノ責任ヲ以テ賠償ノ道相立可申候、依テ為後日連署ヲ以テ証書差入レ候也。

明治四十四年四月拾三日

邑久郡行幸村大字服部千四百貳拾五番地	出作人	谷	利吉	㊤
同 郡国府村大字福田百九拾番地	保証人	岡本	長次郎	㊤
同 郡行幸村大字服部千四百貳拾五番地	保証人	谷	鉄治	㊤

同 郡行幸村大字服部千五百四番地 保証人 岡崎 重造 ㊤
邑久郡牛窓町参千八百四拾九番地 服部和一郎殿
親権者 服部兵五郎殿
(「小作関係旧書類」No. 1—c—84)

西服部家は小作人に対処するにあたっては、他の地主との関係のうちにあたったことはいうまでもないが、ただに関係にとどまらずに、地主同盟会を結成して、地主が一致した対応をおこなっている。それは明治29年の水害を契機とした邑久村における騒動のあと、32年に再びの水害に見舞われて紛議の発生した邑久村においていち早く「邑久村地主同盟会」が結成されたのを嚆矢とする。同年赤磐郡石生村に「石生同盟会」が生れ、また、大正13(1924)年には「豊田地主組合」も結成されている。

西服部家はその所有する土地を服部家個人で所有するが、西服部家とその事務員による共同所有形態(周匝共有地)のほか、やがて法人組織の土地管理会社を設立して、その所有を個人所有と法人所有との二本建とする。法人化は税金対策上の対処策でもあるが、小作地経営上の一対応であることは間違いない。いまこの土地管理会社について一瞥すると、明治39(1906)年に赤穂の塩田と西服部家の金銭貸付業を担当する服部合資会社の設立を嚆矢として、大正3年の岡永土地合資会社(赤磐郡周匝村の土地管理、大正9年解散し、つぎの岡永土地合資会社に引き継ぐ)、4年の岡永土地合資会社(元来は岡山市の不動産の管理)、そして大正14年の邑久農事株式会社である。

「事務報告書」の大正6年の「営業ノ景況」に、「従来朝鮮ノ土地経営ニ関シ討議研究スル所アリシガ本年度始メテ之ヲ実地ニ講究スルコト、ナリ特ニ朝鮮部トシテ資金ヲ定メテ別会計トシ総テ営業部ヨリ出金スルコト、シタリ」とあり、また翌7年のそれには、「前年以来ノ方針ニ基キ内地ノ水田ニシテ不便ノ箇所ハ漸次売却シテ朝鮮ノ土地ト買替ユル目的ナリシモ…」とあるが、西服部家は国内の土地を売却し、朝鮮に土地を購入していく。大正6年には

「本年度内山林ニ於テハ四畝貳拾歩ヲ増加セシモ内地ニ所有セル土地ハ整理ノ方針ヲ取りタル結果田拾八町參反五畝歩、畑五反壹畝拾五歩、宅地千六百六拾四坪ヲ減少セリ」とある一方で、大正7年に朝鮮で土地買収を行ない、貸金業務をあわせて行なうが、11年には朝永土地株式会社を設立して、その管轄下とする。最高時には所有耕地面積は約1,000町歩であったという。

小作米の実収率の変動と低下は、米価の動向とあいまって利益率を低下せしめていく。早くから有価証券投資は行なっているが、小作地経営の困難さの増大にしたがい、この有価証券投資は拡大していく。西服部家の収入構成の推移によれば、明治30年代に貸金金利を上まわった土地収入であるが、大正初期頃から有価証券利より小さくなり、有価証券利と出資配当、それに朝鮮利などが大きくなる。有価証券は、株式投資としては銀行、鉄道、紡績、電力等を中心とし、中央株である。⁽³⁶⁾かくして土地収入は低下したが、しかしこの服部家の全経営の基盤が土地所有であったことには変りはなく、農地改革にいたるまで地主として存続したのである。

〔補足〕

ところで、先に小作人の存在形態を検討した際に、西服部家の小作人の零細性にふれたが(註17)が、ここでこの点について補足的に記しておこう。

補表一は大正13(1924)年の「耕地五十町歩以上所有地主名簿」にもとづいて作成した50町歩以上地主の階層別小作人小作地面積別状況である。小作人数の記載のある地主42人についてであるが、2反台13、3反台12が最も多いが、一方には1反未満という規模のかなり小さいものが1あるほか、1反台7というそれにつぐものがあるとともに、他方には4反台4、5反台4、1町以上1という規模の大きいものがある。地主の規模別では、小規模に小作人の小規模のものがやや多く、大規模に小作人の大規模のものが多いいえる。しかしその相関は大きいとはいえず、むしろ多様である

(36) 『服部和一郎家所蔵文書目録—岡山県地主史料—』1977年 東京大学社会科学研究所の『解題』(西田美昭執筆) 3～6ページ。

補表1 岡山県地主規模別小作人小作地規模 (大正13年)

小作人規模 地主規模	1反歩 未 満	1反歩 以 上	2反歩 以 上	3反歩 以 上	4反歩 以 上	5反歩 以 上	1町歩 以 上	合 計
50町歩台	1 ⑪		4 ^{①①③④④②} ④⑤	2 ^{③②} ④④	3 ^{①⑨} ⑩	1 ③⑤		11
60町歩台		4 ^{③⑧②⑤} ②⑨	5 ^{⑤①⑨②①} ②①③③	1 ②④		1 ①④		11
70町歩台			1 ②③	1 ①⑧				2
80町歩台		1 ④⑧	1 ④③	1 ③⑥				3
90町歩台		1 ④				1 ④⑦		2
100町歩台		1 ⑦	1 ①⑤	5 ^{①③②②②⑨} ③④④①	1 ②		1 ②⑧	9
200町歩台				1 ②⑤				1
300町歩台			1 ①⑥					1
500町歩台				1 ①②				1
1,000町歩台						1 ④⑥		1
合 計	1	7	13	12	4	4	1	42

- 註 1) 「大正十三年六月調査 五十町歩以上ノ大地主 農務局」『日本農業発達史 第七卷』1955年 中央公論社 所収 より作成。
 2) 丸かこみの数字は地主番号で、岡山県居住地主および他府県居住地主で岡山県に主要耕地所在地のあるもの(東京府1, 大阪府2, 兵庫県1)についての記載順につけた番号である。
 3) 小作人数の記載のない地主(⑥, ①⑦, ③⑦, ③⑧, ③⑨)および、岡山県居住であるが北海道に主要耕地所在地のある地主(④④)は除外してある。

という方が適切であろう。

これらのなかの小作人規模の小さい地主名は補表一のごとくである。最も小さいのは⑪伊原本寿太郎で、小作人規模は9畝2歩である。これにつぐのが⑧仲瀬善太郎、②⑨早瀬吉松とともに1反2畝8歩、④⑧服部和一郎1反5畝11歩、④武藤寿太郎1反6畝25歩、③小野芳太郎1反8畝9歩、⑦服部平兵衛1反8畝23歩、②⑥中村秀太郎1反9畝3歩である。これらのうち、80町以上は④⑧服部和一郎、④武藤寿太郎、⑦服部平兵衛で、そのほかは60町歩台以下である。すなわち、西服部家は50町歩以上地主全体のなかで、その小作人の規模が最小である地主グループに属するが、ことに大規模地

補表2 岡山県小作人小作地小規模地主

(大正13年)

地主氏名	主要耕地所在町村数	所有耕地	小作人人数	小作人1人あたり小作地
①伊原 寿太郎	上道12	町反 50.8	人 560	反畝歩 9.2
⑧仲 瀬 善太郎	邑久12. 上道4. 赤磐3. 和気3	63.3	515	1.2.8
⑳早 瀬 吉 松	浅口3. 児島1	64.7	518	1.2.8
㉘服 部 和一郎	邑久12	82.2	535	1.5.1
④武 藤 寿太郎	赤磐6. 御野1. 都窪1	96.1	571	1.6.25
③小 野 芳太郎	赤磐5. 上道2. 児島1. 御野1	69.6	380	1.8.9
⑦服 部 平兵衛	邑久8. 赤磐4. 和気2	120.0	639	1.8.23
㉙中 村 秀太郎	都窪4. 児島1	60.7	313	1.9.3

註 1) 補表1と同一書より作成.

補表3 岡山県巨大地主小作人小作地面積

(大正13年)

地主氏名	主要耕地所在町村数	所有耕地	小作人人数	小作人1人あたり小作地
㉚大原 奨農会	吉備9. 都窪7. 児島2	町反 202.7	人 560	反畝歩 3.6.5
⑯大 原 孫三郎	都窪21. 児島2. 吉備2	232.4	1,250	2.5.2
⑫野 崎 武吉郎	児島10. 都窪2	559.9	1,509	3.7.3
㉜藤 田 組	児島3	1,076.2	205	52.4.29

註 1) 補表1と同一書より作成.

主としては最小である。他方、岡山県の最大級の地主についてのものが補表一3であるが、最巨大地主である㉜藤田組は5町2反4畝29歩、⑫野崎武吉郎は3反7畝3歩、そして大原は㉚大原奨農会3反6畝5歩・⑯大原孫三郎2反5畝2歩等となっていて、小作人規模は大きい。このように、西服部家は大地主のなかでその小作人規模が最も小さい地主なのである。この西服部家の土地集積過程の一特徴であった小規模集積を反映しているものといえる。なお、上にみた小作人の規模の小さい地主は、㉙中村秀太郎、㉚早瀬善吉を除いて、その主要小作地の所在地は邑久郡、赤磐郡、和気郡、あるいは上道郡であって、西服部家と同様の地域を立脚基盤としているのであるが、こ

のことは、この備前東部地方における地主家の土地集積の過程、その小作人の存在形態が西服部家におけると類似したものであることを推測せしめるものといえよう。

[追記]

本稿は、「はじめに」に記したように、大石嘉一郎氏を代表とする東京大学社会科学研究所の共同研究である西服部家研究の現地在住協力者としての分担部分の作業結果を記したものである。この共同研究の成果は大石氏ならびに西田美昭氏によって編集がすすめられ、まもなく大石嘉一郎編『近代日本における地主経営の展開』御茶の水書房として刊行される。本稿で関説するにとどめている部分がそれぞれの担当者によって詳細に検討されているので、それらについては同書を御参照いただきたい。